

寒川北インターチェンジ周辺対策特別委員会会議録

令和5年6月12日

寒川町議会

出席委員 関口委員長、柳下副委員長
青木委員、茂内委員、柳田委員、杉崎委員、吉田委員、太田委員
天利議長

説明者 飯田まちづくり担当参事、石黒都市計画課長、小林副技幹、廣田副主幹
案 件

1. 寒川北インターチェンジ周辺の都市計画関連計画の位置づけについて
(都市建設部都市計画課)
2. 県道410号湘南台大神の進捗状況について
(都市建設部都市計画課)
3. 現制度における開発行為の可能性について
(都市建設部都市計画課)
4. その他

午後1時15分 開会

【関口委員長】 それでは、皆さん、こんにちは。お世話になります。常任委員会も終わり、特別委員会も午前が終わりましたので、最後の委員会になりますが、お世話になりますけども、よろしくどうぞお願い申し上げます。

ただいまより寒川北インターチェンジ周辺対策特別委員会を開会いたします。

本日の案件は、次第のとおりでございます。その他を含め、4件になりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

案件1、寒川北インターチェンジ周辺の都市計画関連計画の位置づけについての説明を求めますので、よろしく願いいたします。

飯田担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 皆さん、改めまして、こんにちは。特別委員会の議題に入る前に、少しお時間をいただき、私から、当委員会に対する執行部の体制について説明させていただきます。私、まちづくり担当参事は、まちづくりを担う職として設置され、職務分担において部長と同等の事務の責任者となっていることから、当委員会の総合的な窓口を担わせていただきます。報告する案件により、都市建設部長を含め都市建設部内で調整し、出席する担当課等を決定、対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

今回は都市計画課からの報告3件になります。ご報告の前に、私から現在の寒川北インターチェンジ周辺の状況についてお話をさせていただきます。その後に案件に入りたいと思います。

現在の状況としましては、寒川北インターチェンジに接続する路線として、都市計画道路宮山線が平

成25年に都市計画決定され、県道410号湘南台大神線として令和3年3月30日に道路認定されています。北インターチェンジ周辺の区域については、新駅設置重点区域の南側に位置しており、新駅設置や県道新設などにより土地利用の検討が必要な区域となっております。このような状況の中、寒川町の都市計画関連計画による位置づけや宮山線の状況などの報告をさせていただきます。なお、説明に当たりましては石黒都市計画課長、質疑につきましては出席職員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件1、寒川北インターチェンジ周辺の都市計画関連計画の位置づけについてでございます。石黒都市計画課長より説明いたします。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、私から、寒川北インターチェンジ周辺の都市計画関連計画の位置づけにつきましてご説明いたします。タブレット資料は、寒川北インターチェンジ周辺の都市計画関連計画の位置づけについてをご覧ください。

こちらは、寒川町総合計画2040及び寒川都市計画関連計画における寒川北インターチェンジ周辺に関する事項として、それぞれの計画においてどのように記載されているかを表にしてまとめてございます。表の左側には所管、その右側には計画名称、その右側には寒川北インターチェンジ周辺に係る事項としております。

まず1点目ですが、町が所管します寒川町総合計画2040でございます。寒川北インターチェンジ周辺に係る事項といたしましては、基本構想の第5章、時代に最適化したにぎわいのあるまちづくりにおいて、都市インフラを最適化させていくとともに、首都圏につながる圏央道、さがみ縦貫道路の町内2か所のインターチェンジや産業集積拠点を生かした産業の活性化と労働力の確保を進め、まちづくりを支える都市基盤整備を進めるとしております。また、第5章第1節、都市インフラの最適化において、町内外のつながりを生み出す公共交通や幹線道路などの整備を促進することとしております。

続いて、2点目に町が所管します寒川町都市マスタープランでございます。寒川北インターチェンジ周辺に係る事項といたしましては、第2章、都市づくりの基本方針の部門別方針において、平成27年にさがみ縦貫道路が開通し、町内に2つのインターチェンジが整備されたことにより、改めて本町の交通の要衝としての役割が注目されており、各インターチェンジへの周辺都市からのアクセス道路、主要幹線道路を中心に都市計画道路整備を図るとともに、これを補完する幹線道路により、町内外との連携及び町内の道路網を段階的に形成することとしております。また、寒川北インターチェンジと湘南台方面を結ぶ都市計画道路3・3・3宮山線などが広域都市ネットワークとして位置づけられております。

一方で、市街化調整区域内などにおいては、優良な農地は原則農業基盤の整備を図りながら、農業生産地としての環境保全に努めることや市街地内にある貴重なオープンスペースでもあることから、保全的利用を検討することとしております。

続いて、3点目が、県が所管します茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。寒川北インターチェンジ周辺に係る事項といたしましては、第2章、茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針において、地域ごとの市街地像として、寒川町北部地域は環境に優しく、調和の取れた地域としており、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針では、交通体系の整備、保全の方針として、都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証などの見直しを行い、地域の実

情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するよう配置することとされており、また主要な施設の配置の方針において、自動車専用道路として1・4・2さがみ縦貫道路、主要幹線道路として3・3・3宮山線や3・4・4柳島寒川線が位置づけられております。

市街化調整区域の方針の1、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針では、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農業集落の活力の低下や自然環境の創出などの課題がある、もしくは課題が発生すると予測される地域については、農地や緑地の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じたきめ細やかな土地利用の整序を図るとしております。

以上が、寒川町総合計画及び都市計画関連計画における寒川北インターチェンジ周辺に係る事項となりますが、ご説明の中にもありましたように、寒川北インターチェンジ周辺という場所は、自動車専用道路のインターチェンジ周辺という広域的な交通の要衝としての位置づけと、一方で、市街化調整区域という位置づけの2つの性格を有する地域であるということになってございます。

説明は以上です。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 基本的なことをお聞きしたいんですが、主要幹線道路は、宮山大神線と柳島、いわゆる産業道路という位置づけだと思うんですが、その他の町内外の幹線道路というのは、どういうところに位置づけているんですかね。例えば宮倉13号線とかも入るのか、その辺をお聞かせいただけますか。

あと、マスタープランの中で保全的利用を検討すると一番最後に記載があるんですが、オープンスペースでもあることから保全的利用を検討するということというのは、どういう意味で今どのような検討がされているのかお聞かせいただけますか。

【関口委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 それでは、まず、主要幹線道路と幹線道路の位置づけについて、私からお答えさせていただきます。まず、主要幹線道路といいますのが、いわゆる藤沢大磯線や宮山線、倉見大神線など都市計画道路に位置づけされているものが主要幹線道路ということで計画では位置づけられてございます。また、幹線道路の中では、今現在まだ整備中であります県道の3・4・2号中海岸寒川線をはじめ東海岸寒川線、寒川下寺尾線、そのほか町道の主な道路であります大蔵宮山8号線とか、宮山倉見13号線、田端宮山6号線とかも、町として主要幹線道路という1級、2級になっているようなところを幹線道路ということで位置づけしてございます。

幹線道路については以上です。

【関口委員長】 廣田副主幹。

【廣田副主幹】 2点目の寒川町都市マスタープランの記載中の事項、後段の保全的利用を検討するという意味はどういうことかということについてお答えさせていただきます。この部分については、冒頭市街化調整区域内の優良な農地はという部分が主語になっておりますので、一部市街地内にあってはというのはありますけれども、いずれにしても農地の保全のことを申し上げておりますので、直ちにこのインター周辺全体を保全するという話にはつながりません。今後必要な検討がなされるべき部分がある

ものと考えております。

以上です。

【関口委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 2問目に関しては分かりました。1問目の幹線道路で、北インターチェンジに係る湘南台寒川線の中で、どういうところが町道として重要な道路として位置づけているのでしょうか。まだ位置づけられていないですか。その辺を確認させてください。

【関口委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 大変申し訳ございません。言葉が足りない部分がありました。北インターチェンジ周辺というか、県道410号湘南台大神として特別位置づけているというところではないのですけれども、関連するところとしましては、3・3・3宮山線がまず主で県道410号となっている部分でございます。また、杉崎委員がおっしゃいました柳島寒川線、いわゆる産業道路ですね。こちらも位置づけられてございます。あとは県道410号としてといいますと、建設経済でもご報告させていただいています倉見大神線、あちらを含めて、その3本が県道410号湘南台大神とかぶっている道路となります。また、その道路と交差する町道としましては、宮山倉見13号線と、あとは旭橋になるんですけども、小谷宮山29号線が位置づけられておりますので、直接インターチェンジ周辺で関連する主要幹線道路及び幹線道路としましては、その5本が関係してくる道路と考えてございます。

以上です。

【関口委員長】 それは、副技幹、位置づけされているのか、それとも現段階ではそうだろうという、予測されると、こういうことなのか、どちらですか。

小林副技幹。

【小林副技幹】 それぞれ幹線道路と主要幹線道路として都市マスタープラン等には位置づけをされているんですけども、特段どこの地域のという書き方をされていないので、今みたいな全体的なということで回答させていただきました。よろしくお願いします。

【関口委員長】 他にございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 資料にある事業年度の部分でお伺いしたいんですけど、平成25年度から令和8年度以降と書かれているのと、茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針だと、おおむね10年以内に整備することを予定とする主要な施設の部分で、主要幹線道路の部分で3・3・3宮山線だとかという部分が載っていると思うんですけど、整備、開発及び保全の方針って平成28年度のものだと思うんですけど、その部分で期間のずれとかがあると思うんですけど、その部分は正確にどうなのかお伺いします。

【関口委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ということで、今現在あります平成28年11月のものというのが、第7回線引き時に決定したものになりまして、今まさに第8回線引きとして整開保の見直しを行っているところですので、この内容の書きぶりについては時点修正を含めまして、現在修正中というところで動いてございます。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 そうすると、整備、開発及び保全の方針、平成28年度のもの、第7回線引きのもので、これから8回線引きの部分があるので、おおむね10年以内というのは考えなくて、新しくなっていく、第8回というと、2036年度までのものですけど、この資料だと令和8年度以降と書かれているんですけど、これはもちろん2036年度まで延びる、そういう解釈になるのでしょうか。お伺いします。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 ただいまのご質問ですけれども、資料と多分おっしゃっているのが、次の2番目の案件の県道410号湘南台大神線の記載となるものと思われまので、この説明は次の案件のときにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 この都市マスタープラン並びに整開保の関係につきましては、また皆さんと話し合いをしながら何らかの形で勉強会を開くとか、いろんな形を、また後でご相談したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、案件1につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、案件2であります県道410号湘南台大神の進捗状況についての説明を求めます。ただし、この道路につきましては、建設経済常任委員会が主管していることもありますので、そういった意味ではこの件につきましては、しっかりと常任委員会とのすり合わせも今後していかなければいけないことなのかなと思ひしておりますので、その点を委員の皆様にご理解をいただけたらと思ひます。本日は当特別委員会でもって報告いただきますけれども、これから先につきましては、しっかりと協議をしていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、県道410号湘南台大神の進捗状況についての説明をお願ひいたします。

飯田担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 それでは、案件2、県道410号湘南台大神の進捗状況について、石黒都市計画課長より説明いたします。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、県道410号湘南台大神の進捗状況につきましてご説明いたします。タブレット資料は、県道410号湘南台大神の進捗状況についてをご覧ください。資料の5行目に県道410号(湘南台大神)道路改良事業とございますが、ここから下の部分、1、事業概要から一番下の標準横断図の部分につきましては、神奈川県藤沢土木事務所のホームページに示されている内容となります。

まず1、事業概要でございますが、路線名称としましては、県道認定されておりますので、県道410号湘南台大神となります。事業年度でございますが、平成25年度から令和8年度以降となっておりますが、現時点では事業の最終年度が未確定でありますので、令和8年度以降という表記になっております。また、事業概要として、道路延長が約2.3キロメートル、道路幅員が25メートルでございます。全体事業費は約190億円となっております。整備計画としましては、本路線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町

の北部地域を結ぶ4車線の幹線道路で、さがみ縦貫道路の北インターチェンジにアクセスし、広域交流連携に大きく貢献する道路として神奈川県により県道として整備が進められております。進捗状況としましては、資料上段に記載しておりますが、令和3年度より藤沢市側の県道45号丸子中山茅ヶ崎方面から用地交渉が開始され、寒川町側につきましては、令和4年度より用地交渉が開始されております。また、現在においては、寒川町内において数件の用地交渉がまとまったという情報を県からいただいております。

なお、本路線の全体の地権者数ですけれども、県に問合せをしたところ、今後の交渉に支障を及ぼすおそれがあるということから、公表は差し控えますと回答がございました。

説明については以上です。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。先ほどの関係で柳田委員、よろしいですか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 先ほど言った建設経済常任委員会との絡みがあるので、非常に難しいんですが、北インターチェンジ周辺のこととして、ある企業さんがインターチェンジの前にありますよね。そういったところも含めて、都市計画課が例えば県とのいろんな話も、違う課もあるんでしょうけども、県との話も、当然ながら都市計画課として話をしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その企業さんのところも含めて、北インターチェンジ側から施工していただくというような話というのは、県でいろいろと倉見のまちづくりについて厳しいご意見をいただいている中で、何も宮原のほうからやることはなくて、最初から北インターチェンジから手をつけていただくというのが県の主張とも合うんじゃないかなと思うんですが、その辺について情報がありましたら、要は向こう側から今できた、藤沢側からやってくるのか、施工をですね。それとも北インターチェンジがあるんだから、そちら側から優先的に進めていくという話があるのか、そこを確認させてください。

【関口委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 それでは、今、杉崎委員からお話いただきました企業との調整の具合等々も含めましてのお話になるんですけれども、実はちょちょことどうなっていますかと聞いてはいるところなんですけれども、大きな企業さんの場合、補償費の算定というものが結構中に特別な機械がたくさんあるので、かなり時間がかかるということで、お話は伺ってございます。その間に宮原からも藤沢市から、今寒川町に入っておりますが、用地交渉を進めている中で、そちらのほうに先に用地が用意できるのではないかとこのころは、藤沢土木さんとしては考えていられるようで、ただ、用地買収の進み具合によって、どちらからやるということも、まだ今後の課題ですねということで、まだ決定はされていないということは確認してございます。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、この410号線につきましては、うちの場合も北インターチェンジ周辺対策として調査研究するためには、どうしても遠因になるのが、この410号線になりますので、このよう

な形で報告いただきましたけども、実際のところ410号線については、藤沢土木に対する要請活動の1項目でもありますので、そういった意味ではしっかりと建設経済常任委員会の正副委員長とも連携を取りながら今後進めてまいりたいなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、案件2につきましては、以上で終了とさせていただきます。

続きまして、案件3、現制度における開発行為の可能性についての説明を求めます。

飯田担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 最後の案件になります。案件3、現制度における開発行為の可能性について、石黒都市計画課長より説明させていただきます。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、現制度における開発行為の可能性につきましてご説明いたします。タブレット資料は、現制度における開発行為の可能性についてをご覧ください。市街化調整区域における開発行為の基準につきましては、都市計画法第33条において定められる技術的基準に適合するほか、都市計画法第34条において定められている立地上の許可基準に該当するものとなります。都市計画法第33条における技術基準というのは、主として開発区域に一定の技術水準を保たせるために定められているもので、例えば開発区域内の道路幅員等の構造であったり、下水道等の排水設備の構造能力などが定められています。

資料中段以下に記載の1号から14号につきましては、都市計画法第34条において定められている立地上の基準になります。こちらは神奈川で公開されております都市計画法に基づく開発許可関係事務の手引きから抜粋したものとなります。市街化調整区域は、農林漁業的土地利用に重点が置かれ、市街化は抑制すべき区域であるので、このような許可基準が設けられているところです。

全ての項目の内容を説明いたしますと、かなり多くなってまいりますので、寒川北インターチェンジ周辺に関連のありそうなものを幾つか抜粋して内容をご説明いたします。まず、1号の主として当該開発区域周辺において居住している者の利用に供する公共公益施設または日常必需品店舗におきましては、基準内容として、公共公益施設については、学校施設、社会福祉施設、医療施設であることや、店舗については日常生活上必要なものであること、対象は、周辺の市街化調整区域内に居住する者が主たるサービス対象である公共公益施設または店舗に限られると定められております。

続いて、少し飛びまして、9号の沿道サービス施設における基準内容では、道路の円滑な交通を確保するための道路管理施設、休憩所、給油所などや火薬類取締法第2条第1項の火薬類の製造所である建築物と定められております。そのほかでは農産物関連の建築物や観光資源関連などが定められております。

次に、資料2ページをご覧ください。こちらは神奈川県開発審査会提案基準となりまして、先ほどと同様に神奈川県で公開されております都市計画法に基づく開発許可関係事務の手引きから抜粋したものになります。この提案基準は、神奈川県知事に対して市街化調整区域における都市計画法第29条または第43条の申請があった場合に、都市計画法第34条第14号または都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するもので、許可相当として開発審査会に付議するときの基準を示したものになります。

なお、許可に際しましては、開発審査会の議を経なければならず、開発審査会の意見いかんによっては、この基準を満たしていても許可ができないことがあるとしております。

提案基準につきましては、1から28までございますが、過去に廃止になったものは欠番というように形になっております。こちらも全ての項目の内容を説明いたしますと、かなり多くなってしまふことから、寒川北インターチェンジ周辺に関連のありそうなものを幾つか抜粋して内容をご説明いたします。

まず、提案基準23、幹線道路の沿道等における特定流通業務施設です。市街化調整区域に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設を建築する場合の提案基準、当該施設が同法に基づく総合効率化計画の認定を受けたものであって、申請の内容が次の各項に該当するものとなっております。次の各項というものは、7つございますが、主なものとして、高速道路インターチェンジの出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、主要な道路の幅員が9メートル以上かつ2車線以上の幹線道路であることや、優良農地が含まれず国、県、市町村と十分調整されて農地転用の許可が受けられるもの、区域面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満であることなどがございます。

続いて、提案基準28、高速道路等のインターチェンジ周辺における工場です。市街化調整区域に神奈川県企業誘致施策セレクト神奈川NEXT、またはまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく工場を建築する場合の提案基準となりますが、申請の内容が次の各号に該当するものとなっております。こちら7項目あるんですが、主なものとしましては、高速道路インターチェンジの出入口を中心とした半径1キロメートルの円で囲まれる区域内であり、主要な道路幅員9メートル以上で2車線以上の道路であり、幅員9メートル以上の道路に敷地の外周の7分の1以上が接していること、区域面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満であること、また区域には4ヘクタール以上のまとまりのある農地の全部または一部を含まず、かつ区域に含まれる農地の合計は4ヘクタール未満であり、農地転用の許可が受けられるものであることなどがございます。

開発行為の許可基準につきましては、説明につきましては以上となりますが、冒頭でも申し上げましたとおり、市街化調整区域は、農林漁業的土地利用に重点が置かれているもので、市街化を抑制すべき区域となっているので、このような基準が設けられているところであります。

寒川北インターチェンジ周辺の市街化調整区域においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地に指定されている区域も含まれますので、開発行為を行う際には農林漁業との調整が重要となってくることになります。

ご説明は以上となります。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。何を質問したらいいか難しいと思います。都市計画法というのは本当に難しいなと思いますけども、ただ、可能性のないところは調査研究してもしょうがないので、可能性のあるところであるがゆえに、調査研究していきたいな思っておりますので、全てが交渉事になると思いますので、これについてもご理解をいただきたいなと思います。

太田委員。

【太田委員】 基本的なところを教えてくださいんですけども、これから買収していきますよね、土地を。その買収していく中に、今説明していただいたものが入ってくる可能性があるという認識

で、まずよいのかどうか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 いわゆる都市計画道路が買収されて整備されていくといった中で、今度整備されていった後には、そこが例えば市街化調整区域であった場合であるならば、今ご説明した内容と、また資料にあるような開発の許可基準に適合するような建築物であれば、開発の許可はされて開発行為が行われていく可能性があるということになります。

以上です。

【関口委員長】 太田委員。

【太田委員】 今後開発されていく可能性のあるところは、買収をしない区域も入ってくる可能性もあるでしょうかね。そうなった場合、誰がそこを誘導していくというのかな、建設していくというか、ここにこういうものを造りたいと手を挙げていくのか、買収の中に入っているという認識でいいんでしょうかね。その辺が、ごめんなさい、今1回目のご回答で分かりづらかったんですけど。

【関口委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 説明が足りずに申し訳ございません。買収の部分については、道路用地のみ買収されるということになります。道路用地が買収されて道路が完成したという場合には、その沿道と言われる部分については、現時点においては、各土地所有者様の意向によって土地利用がされていくものという形になると考えております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、案件3につきましては、以上で質疑を終結とさせていただきます。

その他に入る前に、飯田担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 それでは、少しお時間をいただいて、当委員会を開設するに当たりまして、委員長からお話がございました宮山線、湘南台大神の路線において、近隣企業の動向なんか分かるのであれば、報告をというふうなお話がございました。実際に我々も情報収集はしているんですが、現在道路にぶつかる企業さん、あるいはその正面の企業さん、あるいは今現在駐車場に利用されていたり、社宅があったりといったような企業さんがございますが、現段階においては、特段報告するような内容がございませんので、申し訳ございません。また、情報が入り次第当委員会にご報告を申し上げてまいりますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 今の件につきましては、皆さんと話し合いをした段階で、執行部側に報告案件として上げておきましたけども、やっぱり県の関係もありまして、また企業さんの現状での状況もありますので、現段階ではまだ皆さんにお伝えするような内容には至っていない、こういうことでしたので、今の参事の答弁にありましたので、ご理解いただきたいなと思います。また、順次変化があり次第県の承諾を得ながら報告してもらうような形を取ってまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関口委員長】 それでは、暫時休憩といたします。執行部の皆様、ご苦労さまでした。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、案件4、その他に入りたいと思います。皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 私からについては、今後の進め方ということもあるんですが、今日は都市マスタープランであったり、それから410号線であったり、また整開保であったり、なかなか難しい法律がございます。そういった意味では今のマスタープランの位置づけ、また整開保の県の北インターに対する位置づけであったり、可能性の部分を含めて、もう少し掘り下げた、私たちの知識を高めるためでも、もちろんネットで調べていけば分からないわけではないんですが、やり取りをしながら身に入れていくということも必要なのかなという気がいたします。そういった意味では勉強会という、あまり硬いものではなくて、執行部との質疑応答みたいな、もう少し柔らかい形で片肘張らずにやり取りができるような勉強会というか、情報をいただく、こういうことをしていきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

(「ぜひお願いします」の声あり)

【関口委員長】 その中で本当に可能性がある部分であれば、どうやったら可能性を生かしていけるかとか、また、法をクリアすることができるかとか、そういうことが分かっているか、なかなか議論が深まっていかないのかなという気もしますので、できましたら、そのような機会をつくりたいなと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 もう一点は、圏央道、さがみ縦貫道路が千葉までずっと行っていますけども、千葉、茨城というのは供用開始が遅くなっていますので、ここは違った形でのインターチェンジができて、そこに対するアクセス道路なんかも結構あるだろうという気がしますので、今、執行部には私からの投げかけは、寒川の北インターと類似するような、勉強になるような、そういう先進地があれば、視察も兼ねてという思いもありまして、もし、そういうところがあれば拾い上げていただいて、当委員会に投げかけてくれないかと、明日、あさって行くという話じゃありませんので、そのような投げかけで、時間をいただきながらそんなところがないかも調べていただいていますので、また何かありましたら、皆さんと共有しながら、やるかやらないか等も含めて、また事務局が持っている予算の関係もありますので、その辺のことも含めてご相談してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回こういう形で3点の報告をいただきましたので、次の議題じゃ何をしようかと、こういうことが現段階では前に進めていけない難しさがありますので、次はもしあれでしたら、今ある都市マスタープランの部分と整開保の部分を、執行部とやり取りしながら、互いに情報共有していくという回にしていきたいなと思っておりますけども、いかがでしょうか。それでまたその次の段階としては、どういう形で持っていくか、勉強したものを生かしながら次の執行部に対する投げかけをしていきたいと思ひますけども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、そのような段取りを取らせていただきたいと思います。併せて、先ほども言いましたように、建設経済常任委員会の横手委員長と山上副委員長とも連携を取りながら、また執行部、議長にも調整を図っていただきながら、共有できるところは共有しながら、またお互いに報告し合いながら、足の引っ張り合いにならない形で持っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今このような話をさせていただきましたけども、この件について何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、そのような形で、副委員長とも、どういう形でやるかについては再度調整を図っていききたいな思っていますので、タブレットに発信する前にきちっとした形をつくってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして終了といたしますが、最後に副委員長からお言葉をいただきたいと思ひます。

【柳下副委員長】 これをもちまして、北インターチェンジ周辺対策特別委員会を終わります。
お疲れさまでした。

午後2時02分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 9月 27日

委員長 関口 光男